

国際大学の教員の任期に関する規程

制定 2018年 5月 11日

改正 2022年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国際大学における教員の任期等について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める教育研究組織等)

第2条 任期を定めて任用する教員の組織、職位、任期及び再任等については別表のとおりとする。

(任期の上限)

第3条 任期制教員の雇用期間は、10年を超えないものとする。

2 前項において、任期制の教員として複数の異なる職位で雇用されていた場合や再任された場合、合算した雇用期間は10年を超えないものとする。ただし、二つの契約期間の間に6か月以上の空白期間がある場合には、空白期間以前の雇用期間は合算に含めないものとする。

(規程の公表)

第4条 この規程を制定又は改廃したときは、速やかに公表するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるものの他、任期付き教員の任用については国際大学専任教員テニユア制度に関する規程その他関係諸規程による。

附 則

この規程は2018年5月11日から施行する。

附 則

この規程は2022年4月1日から施行する。

(別表 テニユアトラック教員の任期の変更)

別 表

教育研究組織	職位等	任期	再任に関する事項
国際関係学研究科 国際経営学研究科 国際大学研究所 言語教育研究センター	テニユアトラック教員 (教授、准教授、講師)	2年または3年	再任可。2回を限度とする。任期中審査を受けテニユア教員への移行が可能。移行しない場合、テニユアトラック教員の任期終了後に、1年以内に限り再任されることがある。
言語教育研究センター	助教	1年以上 2年以内	再任可。ただし任期は原則として通算2年を超えないものとし、任期中に講師昇任審査を受ける。昇任者は前項のテニユアトラック教員になり、新たに任期が付される。昇任しない者は、1年以内に限り再任されることがある。
国際関係学研究科 国際経営学研究科 国際大学研究所 言語教育研究センター	助手	1年以上 5年以内	再任可。ただし任期は通算して5年を超えることはできない。
国際関係学研究科 国際経営学研究科 国際大学研究所 言語教育研究センター	特任教授 特任准教授	1年	再任可。
国際関係学研究科 国際経営学研究科 国際大学研究所 言語教育研究センター	個別契約教員 (教授、准教授、講師、助教、助手)	1年以上 5年以内	再任可。原則として任期は通算5年を超えることはできない。ただし、プロジェクト等により5年を超える必要がある場合は10年を超えないものとする。
国際関係学研究科 国際経営学研究科 言語教育研究センター	客員教授 非常勤講師	1年以内	再任可。